

船橋に備え置いてください!

秋田県沿岸の地域的情報（参考）

1. 秋田県沿岸の気象・海象の特性

- ◆秋田県沿岸は、北西及び西寄りの風に弱く、特に数日間吹き続く冬季の季節風は強烈です。
- ◆過去には、錨泊中の大型船が走錨して沿岸部に座礁する事案が発生し、沿岸海域は錨泊に適さない海域となっています。
- ★このため、秋田海上保安部では、十分余裕ある時期に勧告を発出し、安全な海域(佐渡島周辺海域や陸奥湾等)への避難を指導しています。
- ★冬季暴風による乗揚げ海難事例



2. 秋田船川港及び能代港における港則法に基づく勧告の発出基準(別表のとおり。)

(1) 発達した低気圧等

区分	条件	勧告時期
第一体制(警戒勧告)	秋田県沿岸に、「暴風警報又は暴風雪警報」が発表されるおそれがある場合	おおむね48時間前
第二体制(避難勧告)	秋田県沿岸に、「暴風警報又は暴風雪警報」が発表されるおそれがある場合	おおむね24時間前

(2) 台風

区分	条件
第一体制(警戒勧告)	気象庁の予報により、秋田県沿岸が、「台風の強風域」に入るおそれがある場合
第二体制(避難勧告)	気象庁の予報により、秋田県沿岸が、「台風の暴風域」に入るおそれがある場合

3. 気象・海象情報の入手先

- ◆灯台で観測した気象の現況(入道埼灯台、秋田北防波堤灯台)

- ・パソコン用サイト <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/akita/kisyuu.html>
- ・秋田海上保安部テレホンサービス 018-845-2117

<緊急連絡先>
秋田海上保安部交通課 ☎ 018-845-1624
海の緊急通報 ☎ 118



各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。

秋田船川港における低気圧・台風に対する船舶対応表 別表1

秋田船川港安全対策委員会 令和元年6月14日施行

勧告区分	措置等の部署等	船舶の措置					
		係留船舶				錨泊船舶・工事作業船舶	航行船舶
		危険物積載船	一般船舶 (大型船・中型船)	旅客船	小型船		
注意喚起	情報提供	気象情報の収集を行う。	気象情報の収集を行う。	気象情報の収集を行う。	気象情報の収集を行う。	気象情報の収集を行う。	気象情報の収集を行う。
第一体制 (警戒勧告)	荒天準備等を勧告	自船及び運航管理者並びに棧橋管理者の協議・判断により、係留強化又は出港、沖出し避難を準備する。	自船及び運航管理者の判断により、係留強化または出港、沖出し避難を準備する。	運航基準に基づく。	陸揚げ又は係留強化し、関連情報を収集し、定時見回りを実施する。	<錨泊船舶> 機関をスタンバイし、関連情報を収集する。 <工事作業船舶> 港内への避難準備を行い、関連情報を収集する。	安全に避泊できる海域に避難する。 但し、第二体制（避難勧告）発出までに出港する場合を除く。
第二体制 (避難勧告)	避難等を勧告	<大型船> 荷役作業を中止、又は早期に荷役作業を切上げ、暴風警報発表までに速やかに安全に避泊できる海域に離脱する。安全に避泊できる海域への離脱が困難な場合には係留避泊とし、万一に備え、タグボートの使用を考慮する。 <中型船> 基本的に上記と同じ 但し、内港地区岸壁に係留避泊する場合は、事前に秋田船川港長に報告し、万一に備え、タグボートの使用を考慮する。	<大型船> 荷役作業を中止、又は早期に荷役作業を切上げ、暴風警報発表までに速やかに安全に避泊できる海域に離脱する。安全に避泊できる海域への離脱が困難な場合には係留避泊とし、万一に備え、タグボートの使用を考慮する。 <中型船> 基本的に上記と同じ 但し、内港地区岸壁に係留避泊する場合は、事前に秋田船川港長に報告し、万一に備え、タグボートの使用を考慮する。	運航基準に基づく。	同上	<錨泊船舶> 抜錨し、安全に避泊できる海域に離脱する。 <工事作業船舶> 作業等を中止し、静穏海域に入港避難後、係留強化し、定時見回りを実施する。	入港を取りやめ、安全に避泊できる海域に避難する。 自船及び運航管理者の判断により、係留避泊で安全が確保できる場合はこの限りでない。

1 勧告等発出基準

(1) 注意喚起

・仙台管区気象台又は秋田地方気象台から、東北地方気象情報又は秋田県気象情報が発表された場合。

(2) 第一体制（警戒勧告）

・秋田県沿岸に、『暴風警報又は暴風雪警報』が発表されるおそれがある場合。（おおむね48時間前）

・気象庁の予報により、秋田船川港が、『台風の強風域』に入るおそれがある場合。

(3) 第二体制（避難勧告）

・秋田県沿岸に、『暴風警報又は暴風雪警報』が発表されるおそれがある場合。（おおむね24時間前）

・気象庁の予報により、秋田船川港が、『台風の暴風域』に入るおそれがある場合。

(4) 退去命令

・秋田船川港長が危険と判断した場合、船舶ごと又は港内区域ごとに発令する。

2 船型区分 ・大型船：総トン数1万トン以上 ・中型船：総トン数1万トン未満 ・小型船：総トン数20トン未満

3 内港地区 ・外港1、2号岸壁、東北電力3号ドルフィン及び東部ガス棧橋を除く岸壁

4 緊急離棧時のタグボート支援優先順位

・1 危険物積載船 2 旅客船 3 一般船舶（大型・中型） 4 その他の船舶

5 錨泊船舶の対応

暴風が予想される場合は、秋田船川港沖は錨泊に適さない海域であることから、原則錨泊を自粛する。特に、船川区沖は、東よりの暴風時には付近重要施設等への衝突の危険性があることから、錨泊自粛を徹底すること。

※運航管理者、運航基準とは海上運送法第10条の3に基づくもの。

※棧橋管理者とは港則法第5条第5項に基づくもの。

能代港における低気圧・台風に対する船舶対応表 別表2

能代港航行安全連絡協議会 平成29年11月16日施行

勧告区分	措置等の部署等	船舶の措置					
		係留船舶				錨泊船舶・工事作業船舶	航行船舶
		石炭船等（能代火力専用棧橋）	一般船舶（大型船・中型船）	旅客船	小型船		
注意喚起	情報提供	気象情報の収集を行う。	気象情報の収集を行う。	気象情報の収集を行う。	気象情報の収集を行う。	気象情報の収集を行う。	気象情報の収集を行う。
第一体制（警戒勧告）	荒天準備等を勧告	自船及び棧橋運用者の協議・判断により、係留強化又は出港、沖出し避難を準備する。	自船及び運航管理者の判断により、係留強化または出港、沖出し避難を準備する。	運航基準に基づく。	陸揚げ又は係留強化し、関連情報を収集し、定時見回りを実施する。	<錨泊船舶> 機関をスタンバイし、関連情報を収集する。 <工事作業船舶> 港内への避難準備を行い、関連情報を収集する。	安全に避泊できる海域に避難する。 但し、第二体制（避難勧告）発出までに出港する場合を除く。
第二体制（避難勧告）	避難等を勧告	荷役作業を中止、又は早期に荷役作業を切上げ、暴風警報発表までに自船及び棧橋運用者の判断により、沖出し、又は安全に避泊できる海域に離脱する。安全に避泊できる海域への離脱が困難な場合には係留避泊とし、万一に備え、タグボートの使用を考慮する。	<大型船> 荷役作業を中止、又は早期に荷役作業を切上げ、暴風警報発表までに安全に避泊できる海域に離脱する。安全に避泊できる海域への離脱が困難な場合には係留避泊とし、万一に備え、タグボートの使用を考慮する。 <中型船> 基本的な上記と同じ。 但し、内港地区岸壁に係留避泊する場合は、事前に秋田海上保安部長に報告し、万一に備え、タグボートの使用を考慮する。	運航基準に基づく。	同上	<錨泊船舶> 抜錨し、安全に避泊できる海域に離脱する。 <工事作業船舶> 作業等を中止し、静穏箇所に入港避難後、係留強化し、定時見回りを実施する。	入港を取りやめ、安全に避泊できる海域に避難する。 自船及び運航管理者の判断により、係留避泊で安全が確保できる場合はこの限りでない。

1 勧告等発出基準

(1) 注意喚起

- ・仙台管区気象台又は秋田地方気象台から、東北地方気象情報又は秋田県気象情報が発表された場合。

(2) 第一体制（警戒勧告）

- ・秋田県沿岸に、『暴風警報又は暴風雪警報』が発表されるおそれがある場合。（おおむね4 8時間前）
- ・気象庁の予報により、能代港が、『台風の強風域』に入るおそれがある場合。

(3) 第二体制（避難勧告）

- ・秋田県沿岸に、『暴風警報又は暴風雪警報』が発表されるおそれがある場合。（おおむね2 4時間前）
- ・気象庁の予報により、能代港が、『台風の暴風域』に入るおそれがある場合。

(4) 退去命令

- ・秋田海上保安部長が危険と判断した場合、船舶ごと又は港内区域ごとに発令する。

2 船型区分 ・大型船：総トン数5千トン以上 中型船：総トン数5千トン未満 小型船：総トン数20トン未満

3 内港地区 ・能代火力専用岸壁を除く岸壁。

4 錨泊船舶の対応

暴風が予想される場合は、能代港沖は錨泊に適さない海域であることから、原則錨泊を自粛する。特に西よりの暴風時には乗揚げの危険性が高くなるため、注意を要する。

※運航管理者、運航基準とは海上運送法第10条の3に基づくもの。

※棧橋運用者とは港湾法第54条の3に基づくもの。